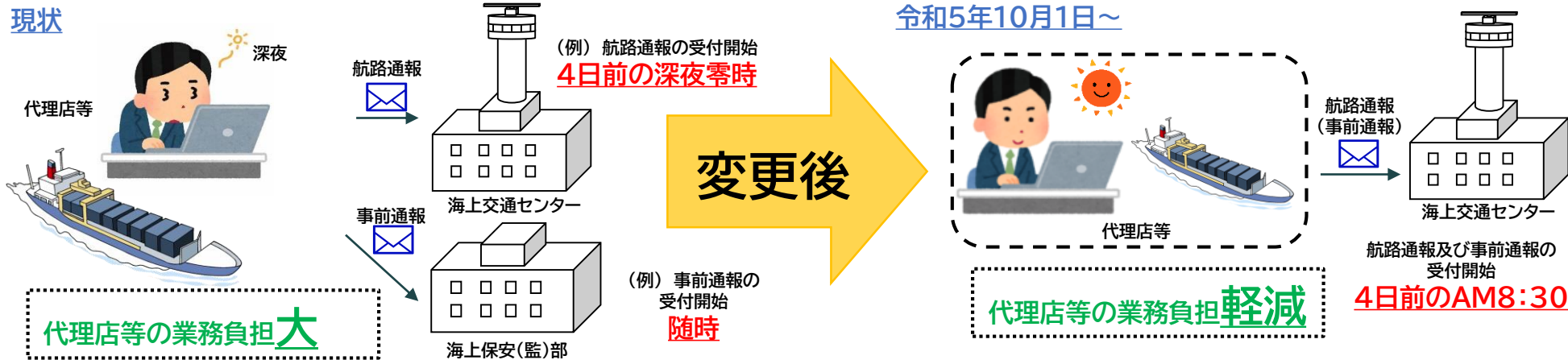


瀬戸内海地域の海上交通センター(大阪湾、備讃瀬戸、来島海峡)について、航路通報等※1受付開始時間を変更し、代理店等※2の業務負担を軽減します。
 阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターに統合するため、通報先の変更、航路通報等の受付開始日時を統一します。また、メールによる通報時は、航路通報等の共通様式※3となります。

- ※1 航路通報等:海上交通安全法及び港則法に基づく航路入航前の通報(航路通報及び事前通報)をいう。
- ※2 代理店等:船舶代理店、船舶、船会社及び海事代理士をいう。
- ※3 共通様式は、大阪湾海上交通センターホームページに掲載しています。

航路通報等の申請



令和5年10月1日からの航路通報等受付開始時間		
	通報名	受付開始時間
大阪湾海上交通センター	航路通報 事前通報	航路入航予定日の 4日前 午前8時30分
備讃瀬戸海上交通センター	航路通報	
来島海峡海上交通センター	航路通報	

統合後、電話による大阪湾海上交通センターへの通報		
通報名	航路等	電話番号
航路通報 (変更なし)	明石海峡航路	078-302-7611 078-302-7612
	南港水路(大阪区)	078-302-7613
事前通報 (令和5年10月1日～)	堺水路・浜寺水路(堺泉北区)	078-302-7614
	神戸中央航路(神戸区)	078-302-7615